

○ 平成十八年<sup>金</sup>厚生<sup>融</sup>労働<sup>省</sup>庁告示第四号（労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）

改正案	現行
<p>労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は平成十八年<sup>金</sup>厚生<sup>融</sup>労働<sup>省</sup>庁告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第七号まで、第十五号及び第十六号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二 労働金庫、労働金庫連合会又は告示第一条第一号から第七号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十一條第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法（昭和二十</p>	<p>労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は平成十八年<sup>金</sup>厚生<sup>融</sup>労働<sup>省</sup>庁告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第七号まで及び第十五号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>二 労働金庫、労働金庫連合会又は告示第一条第一号から第七号までに掲げる者の業務（農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同号の事業を</p>

三年法律第二百四十二号) 第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務をいう。次条において同じ)に該当するものを除く。)の代理又は媒介

三 告示第一条第十五号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介(法第五十八条第七項に掲げる業務に該当するものを除く。)  
イ 信託契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。)の締結  
ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。)に掲げる業務を受託する契約の締結

行うものに限る。以下同じ。)が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業(信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。))に係る事業を除く。)、漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。))、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。))、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。))若しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。))が行う同法第五十四条の第二項に規定する信用事業(信託業務に係る事業を除く。))又は農林中央金庫の業務(信託業務に係る事業を除く。))の代理又は媒介

三 告示第一条第十五号に掲げる者の次に掲げる業務(法第五十八条第七項に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介  
イ 信託契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。)の締結  
ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。)に掲げる業務を受託する契約の締結

四 告示第一条第十六号に掲げる者の投資顧問契約（金融商品取引

法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。次条において同じ。）又は投資一任契約（同項第十二号に規定する投資一任契約をいう。次条において同じ。）の締結の代理又は媒介

第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号から第七号まで、第十二号及び第十三号を除く。）に掲げる者の業務の代理
- 二 労働金庫、労働金庫連合会又は告示第二条第一号から第七号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

（新設）

第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号から第七号まで及び第十二号を除く。）に掲げる者の業務の代理
- 二 労働金庫、労働金庫連合会又は告示第二条第一号から第七号までに掲げる者の業務（農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（信託業務に係る事業を除く。）又は農林中央金庫の業務（信託業務に係る事業を除く。））の代理又は媒介

三 告示第二条第十二号に掲げる者の次に掲げる業務の代理又は媒介（法第五十八条の二第三項に掲げる業務に該当するものを除く。）

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

四 告示第二条第十三号に掲げる者の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介

三 告示第二条第十二号に掲げる者の次に掲げる業務（法第五十八条の二第三項に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ 信託契約（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第一号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第一号に規定する信託に係る信託契約を除く。）の締結

ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項各号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条各号に掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結

（新設）